

(第一類 第九号)
衆議院第八十九回国会
経済産業委員会

三四四

平成二十七年七月一日(水曜日)
午後二時十一分開議

委員の異動
七月一日
経済産業委員会専門員
辯士
乾敏一君

工ネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君、中小企業庁長官北川慎介君及び中小企業庁事業環境部長佐藤悦緒君の出席を求めて、説明を聴取いたたいて存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

ども、今の御質問ということであれば、やはり報道の自由といったものが、今御質問にありましたように、民主主義にとつてはまさに必要不可欠、大変大事なものである、それを脅かすような発言があつたなどということに対し批判の目が向けられている、こうしたことだらうといふうに思つております。

○江田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中根康浩君。

それで、自民党は、この懇話会で不適切な発言をされた三人の議員を、一人は一年間の役職停止、三人は厳重注意という処分を決めたわけであ

す。この数日、どの政党に所属しておられる方々も、国会に対する不信の声を地元でお聞きになつておられるんじやないでしようか。

○宮沢国務大臣 厳重注意あるいは役職停止という処分が下されたのかということについては、大臣はどのようにお考えですか。

言論封殺、言論統制ではないか、民主主義の根柢を覆す、搆るがすような極めて信じがたい、国會議員の資質が問われる発言ではないかと言わわれているのが、六月二十五日、安倍総理の応援団と

私は、どうして行われたかという理由について、私は、つまびらかにしておりません。

七月一日
中小企業における経営の承継の円滑化に関する
法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六
一號)
は本委員会に付託された。

言論封殺、言論統制ではないか、民主主義の根柢を覆す、搖るがすような極めて信じがたい、国會議員の資質が問われる発言ではないかと言っているのが、六月二十五日、安倍総理の応援団と、言われる自民党若手の勉強会、自民党文化芸術懇親会

では、私は、どうして行われたかという理由についてはつまびらかにしておりません。

本日の会議に付した案件

官である加藤官房副長官や萩生田総裁特別補佐も

報道の自由を否定するかのような発言であつたと

政府参考人出頭要求に関する件
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)(参議院送付)

出席をしておられたという席でありますけれども、この勉強会において出席議員から、安保法案に関して、マスコミを懲らしめるためには広告召回入がなくなるのが一番、文化人が経団連に働きかけ

いうことであると思います。
他方で、自民党が四人の議員に処分を下したのは、マスコミがうるさいから圧力をかけて黙らせよう、こういう自民党の本質あるいは本音という

○江田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、参議院送付、官公需についての中企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

わされていたということであります。大臣、まずお尋ねいたしますけれども、この件に関して、国民から何が批判されているとお思いになられますか。

○宮沢国務大臣　党の非公式の会合での話の、よろしくお尋ねしますので、政府の一員としてコメントすることは差し控えた方がいいと思っておりますけれども、

ものをばらしてしまったことがいけないといふことに對する处分ではないか、ここに自民党的本質と国民の常識的な感覺とのずれがあるのではないかといふような気がいたしているところでござります。

それで、大臣、これは何らかの成功体験があつて、経団連などに働きかけてほしいという発言になつたんじやないかということなんですね。

の仕方として配慮してほしい。

つまりは、障害者からの調達ということであれば障害者らしい分野で、十年未満の新規中小企業者ということであれば、これは最新の技術を持つたとか、独自の技術を持つたとか、そういったものを作りしていく、こういうような計画を立ててほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○関大臣政務官 中根議員おっしゃるとおりで、それぞれ法律があるということは、それぞれの法律の趣旨がありまして、大切な内容だという意識で取り組んでいこうと思っております。

改正官公需法の方では、各省各府の長が、毎年度、中小企業、小規模事業者の受注機会の増大の目的のために、中小企業、小規模事業者からの調達目標を盛り込んだ契約方針を策定しますし、一方、障害者優先調達推進法に基づいた障害者就労施設の調達目標等を、しっかりと意見を酌んだ調達方針を、そちらの方はそちらの法律でまとまつかりとつくつていこう。

これは、方針がそれぞれ相矛盾することなく、適切に緊密なまた連絡、情報提供等を受けながら、相談しながら、双方の法律をしっかりと生かしていくように努力してまいります。

○中根康委員 ぜひ、今の政務官の御答弁のよ

うな形で推進されていく、調達がふえていくといふことを期待いたしまして、質問を終わりります。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。この法案につきましては、私たち日本共産党も賛成の立場で臨んでおります。

その上で、きょうは、地方公共団体における官公需の重要性と、それを応援していく國の姿勢のあり方といいますか、そういうものを質問させていただきたいと思つております。

資料をお配りさせていただいておりますが、一枚目は、ちょっと字が小さくて恐縮なんですが、國交省の資料でありまして、インフラの施

設、さまざまあるものが今後どれぐらい老朽化していくかというのを示した表あります、真ん

中のちょっと字が大きくなっている部分、三月現在のものが左、それで十年後、二十年後というふ

うになつております。

三月現在でいいますと、五十年たつているもの

というのはそれほど多くなくて、三〇%とか一〇

パーカーとか、それが大宗を占めているわけですから

ども、十年たち、二十年たちますと、これがやは

り大宗を占めてくる、六五%とか八〇%とか九〇

%というふうになってくる。身近な公園やあるいは橋、道路といったものを含めて、やはり身近な

インフラというものがこれから維持補修を必要と

してくる、これはもう皆さん本当に御承知のこと

だというふうに思います。

私は、大事だと思いますのは、地元を回つてもそ

うなんですか、これだけあって大変だとい

うことではなくて、こういった仕事が地元にあつて、維持補修を必要とされている。これはそれは

大規模な工事でもありませんし、ある意味、地

元の業者が担い得る業種といっている。これはそ

うなんですか、これだけあって大変だとい

うことではなくて、こういった仕事が地元にあつて、維持補修を必要とされている。これはそれは

大規模な工事でもありませんし、ある意味、地

元の業者が担い得る業種といっていますか、レバ

ルにやりまして、さらなる要望はないですかとい

うことで、ほとんど悉皆調査、全事業所調査のよう

なことをやりまして、返ってきた声というのが、少

しだつから、実態調査を町内の四百事業所全て

にやりまして、さらなる要望はないですかとい

うことで、ほとんどの事業者、やられているところが多いと

なことをやりまして、返ってきた声というものが、少

しだつから、実態調査を町内の四百事業所全て

にやりまして、さらなる要望はないですかとい

す。ですから、二〇一五年段階ではもつとふえて

いるといふふうに思うんですね。それだけやはり

ニーズの高い事業だと思つております。

最近は、これにさらに工夫を加えて、まちづく

りとセットでやつてあるという自治体もあります

て、私は北陸信越ブロック選出なんですが、そ

の一つであります新潟県聖籠町というところ、

ちょっと北の方にあるんですが、ここは二〇〇三

年に、今から十年以上前に、今紹介した小規模工

事契約希望者登録制度をつくつたんです。

その後、これはなかなかいいということで、少

したつから、実態調査を町内の四百事業所全て

にやりまして、さらなる要望はないですかとい

うことで、ほとんどの事業者、やられているところが多いと

なことをやりまして、返ってきた声というものが、少

しだつから、実態調査を町内の四百事業所全て

にやりまして、さらなる要望はないですかとい

うことで、ほとんどの事業者、やられているところが多いと

なことをやりまして、返ってきた声というものが、少

しだつから、実態調査を町内の四百事業所全て

にやりまして、さらなる要望はないですかとい

うことで、ほとんどの事業者、やられているところが多いと

なことをやりまして、返ってきた声というものが、少

しだつから、実態調査を町内の四百事業所全て

にやりまして、さらなる要望はないですかとい

うことで、ほとんどの事業者、やられているところが多いと

なことをやりまして、返ってきた声というものが、少

しだつから、実態調査を町内の四百事業所全て

にやりまして、さらなる要望はないですかとい

うことで、ほとんどの事業者、やられているところが多いと

の取り組みに学んで、それを国として応援していることが今非常に大事になつてゐると思うんですねが、この点での大臣の御認識を伺えればと思います。

○宮沢国務大臣 今お話をありましたように、今

は公共事業関係のお話が主だったわけですが、それも、やはり地域の、まさに中小・小規模事業者を育てていくということはいろいろな意味で大変大事であります。

と、例えば災害が起つたときの、防災協定を結んでしつかり対応してくれる、最後のとりでの役割をしてくれる等々といったことで、大変大事であります。

そして一方で、國のもちろん官公需も大事でありますけれども、地方の方がまだ大きいわけであります。

事業者また中小事業者がどんどん入つていくとい

う環境を整えていくということは大変大事であります。

そして、今おっしゃいましたように、各地でそれぞれ恵を出して工事をつくります。

そこで、その恵を横展開していくということはまた大変大事だらうと思つております。

これまで、自治体における中小企業、小規

事業者の受注機会の拡大に関する事例集の取りま

りますけれども、地方で、まさに官公需に地域の小規

事業者また中小事業者がどんどん入つていくとい

う環境を整えていくということは大変大事であります。

そして、今おっしゃいましたように、各地でそれ

でそれぞれ恵を出して工事をつくります。

そこで、その恵を横展開していくということはまた大変大事だらうと思つております。

これまで、自治体における中小企業、小規

事業者の受注機会の拡大に関する事例集の取りま

りますけれども、地方で、まさに官公需に地域の小規

事業者また中小事業者がどんどん入つていくとい

う環境を整えていくということは大変大事であります。

そして、今おっしゃいましたように、各地でそれ

でそれぞれ恵を出して工事をつくります。

そこで、その恵を横展開していくということはまた大変大事だらうと思つております。

これまで、自治体における中小企業、小規

事業者の受注機会の拡大に関する事例集の取りま

りますけれども、地方で、まさに官公需に地域の小規

事業者また中小事業者がどんどん入つていくとい

う環境を整えていくということは大変大事であります。

○藤野委員 ありがとうございます。

今おっしゃつていただいたように、発注事例集を私も見せていただきました。

私が今紹介した小規模工事登録制度も、北海道

恵庭市と東京都調布市のものが紹介されておりま
す。それをネットにまとめた官公需情報ポータル
サイトというのも私も見せていただきました。な
かなか使い勝手がいいといいますか、都道府県こ
とに、初め、ぱっと見たときはちょっとわからな
かったんですけど、下に行きますと都道府県
がありまして、例えば長野とか新潟を押しますと
そこのまた市町村がぱっと出てきて、そこを押し
ますとまたさらに工事が出てくるということで、
なかなか充実しているなというふうに思いました。
こういう取り組みをどんどん具体化して、さ
らにプラットシユアップしていただきたいというふ
うに思っております。

その上で、もう一つ私が注目させていただきました
したのは、昨年一月に中小企業庁が行われた、小
規模企業で四千社、そして小規模企業以外で四千
社つまり八千社の中少・小規模事業者を対象に
したアンケート調査、委託調査ですけれども、こ
れも私は大変参考になるなと思って読ませていた
だきました。

配付資料二でもそのごく一部を紹介させていた
だいておるんですが、この配付資料二といいます
のは、中小及び小規模業者が、例えば(1)でい
ますと、今後の経営戦略において行政機関等がら
の受注の位置づけはどうですかと、要するに官公
需を経営上どう考えていますかというのを聞きま
すと、小規模業者、上方でいえば、最重要とい
うのが三〇・五%、そして重要なのが五六・
四%、それ以外の中小企業者でも、最重要、重
要、それぞれ非常に高くなつております。

私がきょううちよつと質問したいのは(2)の方
で、重視している行政機関ということで、中央省
庁もそれなりにあるわけすけれども、やはり庄
倒的に多いのが地方公共団体ということで、小規
模企業においては六割以上、中小企業については
七四・八%ということで、やはり官公需の分野で
も、小さな企業、地元の企業ほど地方の官公需の
期待が高いということがこうした調査でも浮き彫り
になつてゐると思います。

そこでお聞きしたいんですけど、先ほど大臣がおっしゃった契約の方針、私も読ませてもらいましたけれども、この中でも、国として地方の事例を収集してそれを情報公開するというふうに最後の方に書かれていました、これは実践されているというふうに思つわけです。

ただ、私が今回調べてみますと、例えば、小学校のトイレの改修だとかさまざま配管の工事だとか、こういうものが意外と文科省の事例として載つてたり、あるいは、トンネルの剥落とか、あるいは橋、こうした問題は国交省のサイトに載つてたりということがありまして、官公需を自分たちがやれるんだというところにたどり着くまでにならぬ力が要る。

この八千社に行つたアンケートでも、先ほど紹介した情報ポータルサイトについての意見というのもありますし、もちろんこれを受けて改善されているとは思うんですが、やはり多くの地元の業者は一人だとか二人しか人が割けない、社長が自分で見ていろいろ探しているとか、こういう生の声も寄せられております。

ですから、やはりもつとこうした、経産省だけではわからない、国交省で初めて見つけた、私も地元の長野の岡谷市の事例を文科省のサイトで初めて見つけまして、これは使えるんじやないかといふふうにも思つたりしました経過もあつて、やはりこうした、提案なんですねけれども、これは全てやつていただければいいんですねが、例えば、冒頭紹介した小規模工事契約希望登録制度、これはほとんどの都道府県に広がっていますし、非常に効果も上げている、試され済みの制度だというふうに思うんですね、十年以上にわたつて。

例えば、こうした制度を一つの横串にして、官公需の分野でも一覧できる、すぐアクセスできる、こうしたような制度というのを検討、具体化していくだけないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○宮沢国務大臣 まさに今回、法改正をお願いしているわけですから、官公需に参加するとい

うことは、それで事業が獲得できるということに加えて、信用力がアップするといった意味で、大事だと思っております。

そして、今御提案でありますけれども、まさに業ごとにそれぞれの省が持つておりますけれども、中小企業、小規模事業者という横串は、経産省、中小企業庁で担当しているわけでありますので、今おっしゃったようなもの、もう少し使い勝手がよくなるような省庁間の調整がどのようにできるか、検討していきたいと思っております。

○藤野委員　ありがとうございます。

最後になりますけれども、おっしゃった、災害の最後のとりでということも本当にそうだと思いますし、やはり日常的に官公需を使って小規模業者を育てておくことが、いざというとき、あるいは日常の安心にもつながると思いますので、本法案でしっかりと手当していくべきことを求めて、質問を終わります。

○江田委員長　次に、野間健君。

○野間委員　無所属の野間健です。

最後の質問となりますけれども、お時間いただきましたことを感謝申し上げます。

今回の地域資源法の改正についてでありますけれども、近年、平成十九年に地域資源活用促進法、平成二十年に農商工連携の促進法、二十二年に六次産業化法、また、昨年はまち・ひと・しごと創生法など、地域の中小企業や農林水産業者の皆さんへの数多くの支援策が短期間のうちに次々と制定がされています。これは利用者の側から見ますと、それぞれ法の趣旨とか手法は微妙に違いがあるんですけれども、似たような制度や施策が並立している感が非常に強く、どれを使ったらいいかよく判断できないというお話を聞かざるわけです。

この改正について異論があるわけではないんですけど、やはり利用者の側に立った施策の整理とか、体系の再構築、再編成が必要ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○北川政府参考人　お答えいたします。

それぞれの法律は異なる立法趣旨でできておるんですけれども、地域の事業者にとりまして使いやすいものにすることは大変大事なことだと思つております。

今般、法改正に伴います実施要領を見直してまいりますけれども、そういうたところで、相談案件につきまして、各地方支分部局でも横串を通して情報交換をするなり、あるいは中小企業基盤整備機構とも連携しまして、それぞれの事業者の方のニーズ、こういったものに応じて、最適な支援策の紹介、あるいは申請手続の支援を行えるようなどにしていきたいと考えております。

○野間委員 ゼひ、使い勝手のいい、また、それぞの制度にこういう違いがあるというのをわかりやすく説明をしていただければと思います。

次に、この法改正も含めてですけれども、中小企業の支援策全般について、確かに、地域の中小企業者の皆さんと話すと、商工会議所、商工会などを通して、さまざまな支援策やいろいろな施策を教えてもらえる、手とり足とりといいますか、かゆいところに手の届くような、いろいろな施策があるということはよくわかるんだけれども、そこまでしてもらう必要があるのか。

やはり中小企業者の方にとって、最後の、行き着くところはやはりお金、資金の支援の問題というのが一番大事で、常にそれに頭を悩ませているということで、この対応で、充実した施策もいりんですけれども、行く行へくは、金融、そういったところに特化した非常にシンプルな支援策というのが、実際、本当は最終的に経営者の皆さんのが求めいるものだということをよく聞きますし、今すぐどうということはないにしても、そういうものに收れんさせていくのが中小企業政策にとって必要ではないかと思いますけれども、大臣の御所見はいかがでしょうか。

○宮沢国務大臣 私も、二十五年近く前に、中小企業金融関係の予算を大蔵省で担当しておりましたけれども、やはりその当時からそうだったわけですが、中小企業政策のまさに一番大きな部分は

分野	施設	建設後50年以上経過する 施設の割合※1			管理者※2	施設数			
		平成25年 3月現在	10年後	20年後					
道路	橋梁 (橋長2m以上)	16%	40%	65%	国	27,222橋			
					高速道路会社	16,438橋			
					都道府県	129,916橋			
					政令市	47,593橋			
					市区町村	478,068橋			
	トンネル				国	1,299本			
					高速道路会社	1,583本			
					都道府県	4,790本			
					政令市	335本			
					市区町村	2,369本			
河川・ダム	河川管理施設※3	6%	20%	47%	国※4	10,508施設			
砂防	砂防堰堤、床固工※5	3%	5%	21%	都道府県・ 政令市	19,223施設			
海岸	海岸堤防等※6	10%	31%	53%	都道府県・ 市町村	7,989km			
下水道	管渠	2%	8%	22%	都道府県	6,997km			
					政令市	98,875km			
					市町村等	322,006km			
	処理場	—※7	—※7	—※7	都道府県	185箇所			
					政令市	150箇所			
					市町村等	1,829箇所			
港湾	港湾施設※8	11%	27%	51%	国	4,025施設			
空港	空港	19%	48%	63%	都道府県※9	31,883施設			
鉄道	橋梁	51%	70%	83%	政令市	2,126施設			
	トンネル	60%	81%	91%	市町村等※10	5,586施設			
自動車道	橋	34%	87%	87%	国	28空港			
	トンネル	67%	100%	100%	地方公共団体	65空港			
					民間企業	4空港			
					都道府県	931,689戸			
公園	都市公園等	4%	11%	38%	政令市	390,602戸			
公営住宅	公営住宅	3%	30%	60%	市区町村	848,358戸			
官庁施設	官庁施設※12	8%	22%	36%	国	48,466km ²			

出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」

（平成25年12月）参考資料「社会資本に関する実態の把握結果（試行版）」等より作成

（数値はH25年4月時点とりまとめ。今後精査等により変更の可能性あり）

※1 建設後50年以上経過する施設の割合については建設年度不明の施設数を除いて算出した

※2 港湾は、管理者ではなく所有者

※3 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、閂門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、

その他（立坑、遊水池）、ダム

都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、閂門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び

揚水機場、排水機場、ダム

※4 独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む

※5 国が施工管理者として管理する施設を含む

※6 堤防、護岸、駒塁（いずれも他省庁所管分を含む。国が権限代行で整備した施設は都道府県・

市町村に含む。東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）は含みます。）

※7 処理場は、供用開始後、段階的な増設を行っており、供用開始年度のみをもって、一概に当該施設の

経過年数とは言えない

※8 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設

※9 一部事務組合含む

※10 港務局含む

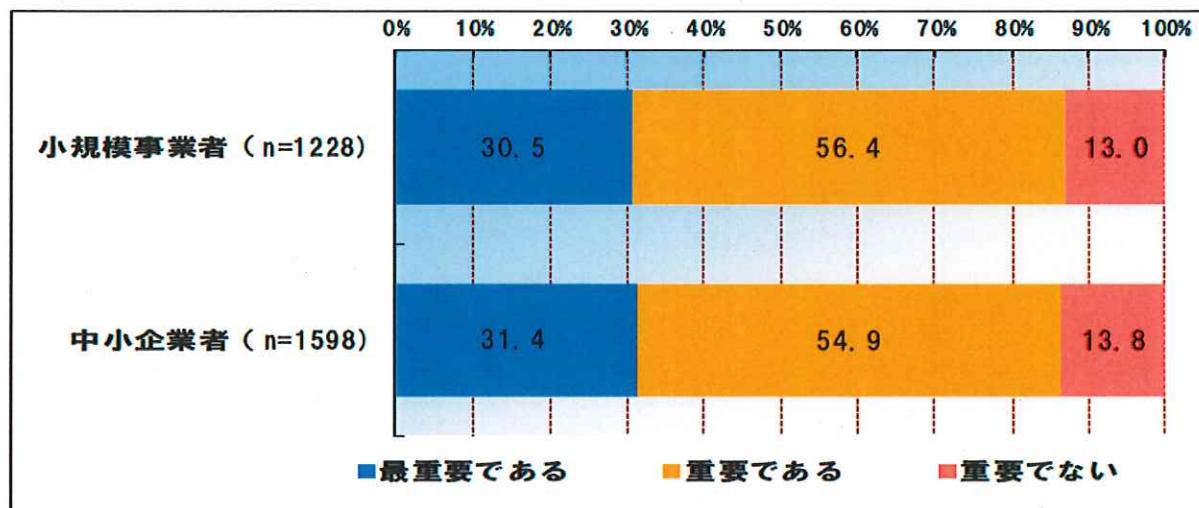
※11 灯台、灯標、灯浮標、船舶通航信号等

※12 庁舎（合同庁舎、法務局、税務署、公共職業安定所、検察庁、労働基準監督署等）、

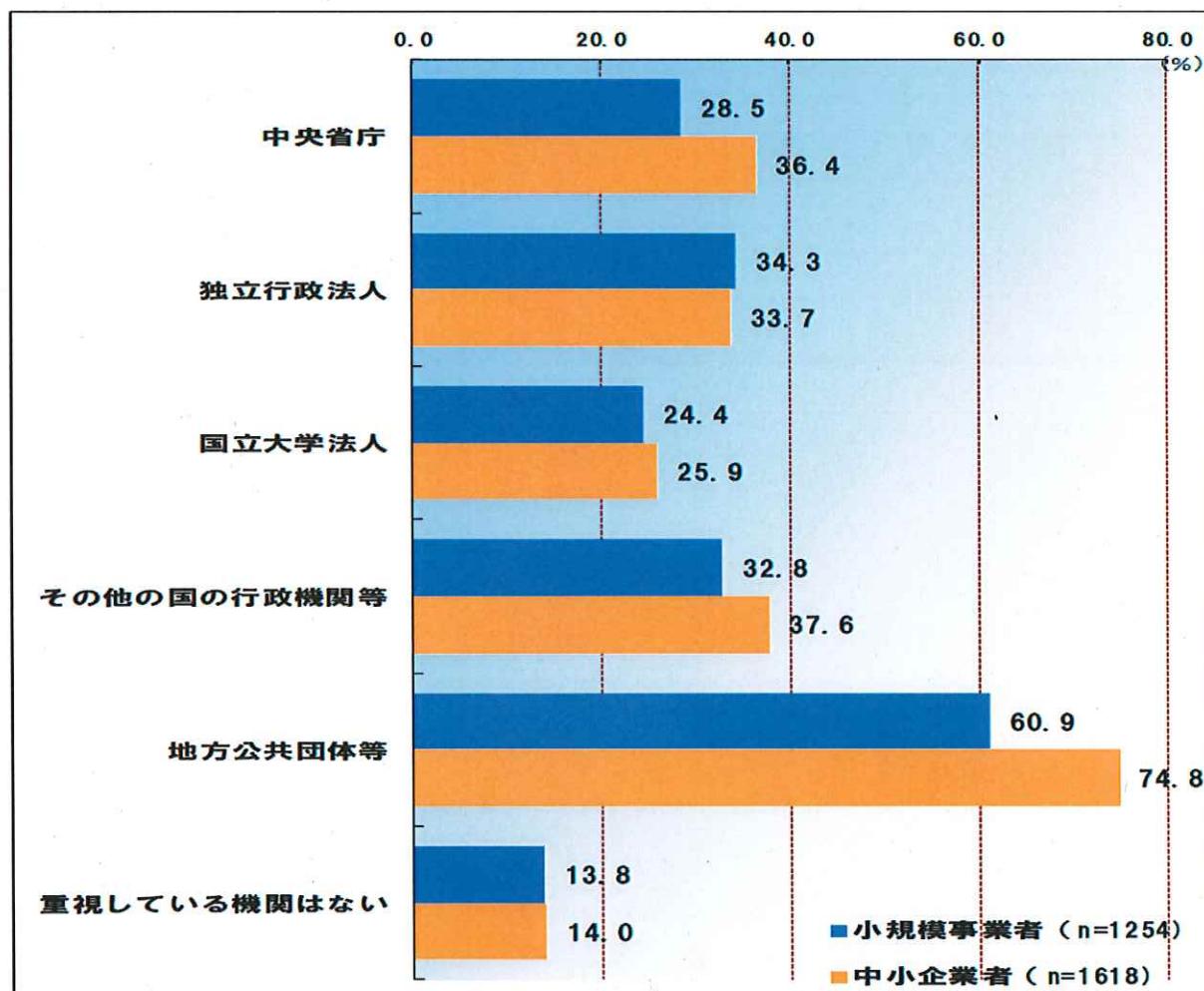
庁舎以外（自衛隊、刑務所、宿舎等）

出典：「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）平成26年度～平成32年度」（平成26年5月21日）より作成

(1) 今後の経営戦略における行政機関等からの受注の位置づけ（単数回答）



(2) 事業運営上、重視している行政機関等（複数回答）



出典：「平成 25 年度官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に関する調査事業報告書」(2014 年 3 月三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社) より作成